

第5 1回八代くま川祭り 総踊り 実施要項

1. 日 時	平成30年8月4日（土） 荒天の場合、中止。 18:45現地集合 18:50開会 19:00開始 20:30表彰 21:00終了						
2. コース	2車線利用の循環進行、 <u>会場は「袋町⇄旭中央通」</u>						
3. 参加条件	1団体 10名以上						
4. 踊 り	♪ 八代音頭：規定の振付 ♪ やつしろ よかところ YOTTOIDE!：振付自由（100m以上進行） ※ただし、「前」に進む振付に限ります！ CD、振付DVDは、事務局にて販売中です。 八代音頭CD 100円 やつしろ よかところ YOTTOIDE! CD 500円 総踊り練習用振付DVD 200円						
5. 申込締切	<u>平成30年7月2日（月）</u> まで ※参加申込書に団体紹介原稿を添えて、 市役所商工政策課までお申し込みください。 ※安全確保のため、4,500人で締め切ります。						
6. 抽選会・ 説明会	【日程】 7月12日（木）19:00～ ※要参加 団体責任者又は代理の方は、必ず出席をお願いします。関係機関からの指導による注意事項を説明します。 【会場】 やつしろハーモニーホール 3階 大会議室A						
7. 練習会	【日程】 3日間 7月23日（月）、25日（水）、27日（金） 1日1回 ①19:00～21:00 【会場】 八代市総合体育館 大アリーナ（23日、25日） 小アリーナ（27日） ※問い合わせ先：0965-33-8513（八代市商工政策課） ※2曲とも指導します。なお、「やつしろ よかところ YOTTOIDE!」は、基本型とアレンジ版の両方を指導します。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">19:00～</td> <td>やつしろ よかところ YOTTOIDE!（基本型）</td> </tr> <tr> <td>19:45～</td> <td>八代音頭</td> </tr> <tr> <td>20:20～</td> <td>やつしろ よかところ YOTTOIDE!（アレンジ版）</td> </tr> </table>	19:00～	やつしろ よかところ YOTTOIDE!（基本型）	19:45～	八代音頭	20:20～	やつしろ よかところ YOTTOIDE!（アレンジ版）
19:00～	やつしろ よかところ YOTTOIDE!（基本型）						
19:45～	八代音頭						
20:20～	やつしろ よかところ YOTTOIDE!（アレンジ版）						
8. うちわ配布	【日程】 7月12日（水）19:00～（説明会時配布いたします。） 【会場】 やつしろハーモニーホール 3階 大会議室A						

9. 衣装代補助	<p>1 団体 上限 10 万円（1 人あたりの上限が 800 円）</p> <p>（対象）・踊り子が高校生以下のみで編成される 20 人以上の団体 ・高校生以下の割合が 50%以上で 30 人以上の団体</p> <p>※過去 5 年間に補助金の交付を受けた団体は除きます。 ※事前に申請が必要ですので、お問い合わせください。</p>
10. 表彰	<p>●団体表彰（5 団体）…ステージ上で表彰 「賞状&トロフィー」贈呈！</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ くま川祭り大賞 ◆ 仮装大賞（子ども部門） ◆ よく踊ったで賞 ◆ 仮装大賞（大人部門） ◆ よく笑ったで賞

注意事項

- (1) 参加団体は音楽パレード終了後、コース上の所定位置に整列してください。（厳守）
- (2) 各団体の運営に当たる団体責任者を必ず選出してください。
 詳細は、別紙「総踊り団体責任者心得」のとおりです。
 団体責任者は、見えやすい場所（右腕）に主催者より配布する腕章を着用し、スタッフの指示に従ってください。また、祭りが終了しましたら、腕章は総踊り受付までご返却ください。
- (3) 団体間隔は約 5 m、踊り子間隔は 1 m とし、各 6 列で踊ってください。
 但し、参加総数次第では、列の変更を行うことがあります。
- (4) プラカード、幟旗等は、各団体で準備してください。サイズ等の制限はありませんが運営上、実行委員会が危険と判断した場合には使用をやめて頂く場合があります。
 踊りの際に幟旗を左右に振ったり、大きく動かすと観客や他の参加団体に損害を加える恐れがあるためおやめください。また山車を使用する場合は、幅 1.5 m×奥行 2 m×高さ 2 m とし、1 団体 2 台までとします。規格を超える場合は参加できませんのでご注意下さい。
- (5) 歩行者の進路の妨げになるため、山車やリヤカーで歩道を通行したり、停車しないようにしてください。
- (6) 踊り終了後、会場内の全員で 10 分間の掃除を行います。
- (7) 雨天の場合は小雨決行とし、荒天の場合は中止となります。
 中止の場合の連絡は、各団体の責任者に連絡するとともに、くま川祭りホームページでも周知します。
- (8) 祭り当日は、フォトコンテストの撮影が行われます。
 フォトコンテスト作品は、八代くま川祭り振興会の所有となります。
 チラシやポスター等で使用する場合がありますので、ご了承ください。

総踊り団体責任者心得

●団体責任者の目的

総踊りの円滑な進行のために、団体責任者は、自団体の進行管理を誠実に行ってください。
見えやすい場所（右腕）に主催者より配布する腕章を着用し、スタッフの指示に従ってください。

●団体責任者の人数について

各団体は、最低限、下表に指定した人数を団体責任者として選出してください。

団体人数	団体責任者人数
10～99人	2人
100～199人	3人
200～299人	4人
300～399人	5人
400～499人	6人

●団体責任者の踊りについて

団体責任者は、自団体の進行管理ができるよう、自らは踊らないでください。

●団体受付について

団体責任者は、総踊り当日 18:00～18:30 に、八代市総合体育館西側広場の総踊りテントにて、団体受付を行ってください。腕章や清掃用ゴミ袋等をお渡しします。

●集合及び誘導について

団体責任者は、自団体を集合させ、抽選会にて決定した各団体の踊り待機場所付近の歩道上に誘導してください。音楽パレード終了後、スタッフに従い、車道に 6列で整列 させてください。

●集合時の連絡について

待機場所に集合後、団体責任者のうち少なくとも1人は、自団体の最先頭に位置し、スタッフとの連絡に備えてください。

●直前団体との団体間隔の保持について

団体責任者のうち1人については、自団体の先頭部に位置し、直前団体との団体間隔の基準値保持に努めてください。団体間隔基準値保持を妨害するものがある場合は、総踊り全体の円滑な進行のために、その排除を行ってください。

団体プラカードは、団体間隔基準値内に位置してください。概ね前団体の3m後方です。プラカードは自団体の前方に位置するものではなく、前団体の後方に位置するものと考えてください。プラカードが前団体から離れると、団体間隔が開きます。

団体間隔基準値：直前団体最後尾から5m

●団体の隊列保持について

団体責任者のうち1人については、自団体の最後尾に位置し、団体の長さが基準値を超えないよう、隊列保持に努めてください。

団体長基準値：直前団体最後尾から団体行数×1.3m+5m

（※人間の厚みを30cmと考えていますので、間隔は1mとなります）

●踊り子距離の保持について

その他の団体責任者については、適宜分散して位置し、踊り子距離が基準値を保つよう調整に努めてください。

踊り子距離基準値：団体員の隊列間隔1mとする。

●表彰式等出席について

総踊り終了直前に行われる団体表彰には、必ず出席してください。表彰式に出席できない団体については、表彰を取り消し、次順位団体を繰り上げます。

●清掃参加について

団体責任者の指示により、団体全員で総踊り終了後の踊り会場清掃に参加してください。ゴミの集積場所は、ステージ裏及び八代市総合体育館西側広場の特設集積所です。ビン缶類などの資源ゴミの分別収集にご協力ください。

●団体への周知について

団体責任者は、説明会后、自団体の各踊り子に、上記の必要な点についてあらかじめ周知しておいてください。

●説明会への出席について

団体責任者は必ず参加してください(最低1名)。都合がつかない場合は代理の方をお願いします。

※総踊りには多くの団体に参加されますので、他団体に迷惑がかからないようにお願いします。

総踊り子ども団体補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八代くま川祭り総踊りに参加する子ども団体について八代くま川祭り振興会がその経費の一部を助成する総踊り子ども団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、八代くま川祭り総踊りに参加する以下の各号の条件を満たす子ども団体とする。

- 1 踊り子が高校生以下のみで編成される総人数20人以上の団体
- 2 高校生以下の割合が50%以上で総人数30人以上の団体

(対象経費)

第3条 対象経費は、補助年度の総踊り参加に要した子ども衣装代に限る。

(補助金額)

第4条 補助金額は、1団体に10万円を限度とする。(子ども一人当たり800円を計算基準とする)

(補助頻度)

第5条 補助金の交付を受けた子ども団体は、補助金の交付を受けた年度から5年間は当補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、総踊り子ども団体補助金交付申請書に名簿を添えて、総踊り参加申し込みの締切日までに会長に提出しなければならない。

2 子ども団体の構成員が未成年のみの場合には、成年に達した子ども団体責任者が子ども団体を代表して前項に定める交付申請を行わなければならない。

(補助金の請求)

第7条 子ども団体は、衣装購入が完了したときは、総踊り子ども団体補助金交付請求書に用途明細の明らかな衣装代領収書の写しと衣装の写真を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 会長は、申請書及び請求書を受理しこれを適当と認めたときは、速やかに補助金交付を決定し、交付するものとする。

(決定の取消)

第9条 会長は、子ども団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成12年7月1日から施行する。

平成14年7月1日改正施行

平成15年6月13日改正施行

平成17年5月27日改正施行

平成20年5月21日改正施行

平成 年 月 日

八代くま川祭り振興会
会長 中村博生様

団体名
代表者住所
代表者氏名
電 話
印

総踊り子ども団体補助金交付申請書

総踊り子供団体補助金交付要項第6条の規定に従い、八代くま川祭り総踊り子ども団体補助金を申請します。

記

1. 参加団体名 _____
2. 団体総人数 _____ 人
3. 子ども人数 _____ 人
4. 子ども比率 _____ %
5. 補助金額 _____ 円（子ども人数×800円以内）
6. 購入見込額 _____

※ なお、総踊り子ども団体補助金交付要項第9条の要件に該当する場合は、会長の決定に従い総踊り子ども団体補助金を返還します。

総踊り子ども団体補助金交付申請用名簿

(No. 1 /)

団体名 _____

団体全員の氏名を記入してください。子どもの番号を○で囲んでください。

※記入欄不足の場合は、コピーしてご使用下さい。

番号	氏名	学年	番号	氏名	学年
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

平成 年 月 日

八代くま川祭り振興会
会長 中村博生様

団体名
代表者住所
代表者氏名
電 話

印

総踊り子ども団体補助金交付請求書

総踊り子ども団体補助金交付要項第7条の規定に従い、必要書類を添えて八代くま川祭り総踊り子ども団体補助金を請求します。

一金 円

- 添付書類
1. 衣装代領収書
 2. 支払内容明細書
 3. 写 真

領 収 書

八代くま川祭り振興会
会長 中村博生様

一金, 円

ただし、総踊り子ども団体補助金として

平成 年 月 日

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話

印